

## 自治体ヒアリングから得られた示唆

滋賀県

豊田市

京都市

練馬区

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(滋賀県)

## 取組の概要

- 甲賀市の環境及び福祉の担当課(生活環境課、障害福祉課、社会福祉課)、NPO法人LOVE&PEACE Pray、滋賀県動物保護管理センター、滋賀県動物愛護推進員、甲賀市地域包括支援センターが中心メンバーとなり、「こうが人福祉・動物福祉協働会議」を設立。
- 設立のきっかけは、2018年1月頃に、甲賀市で多頭飼育事案を把握したことがきっかけ。多頭飼育問題へのアプローチに対する問題意識が芽生えていたところ、滋賀県の動物愛護推進員であり、また甲賀市内で経済的に恵まれない子どものケアなど、人のボランティアにも従事しているA氏の呼びかけにより、人の福祉に関する機関と愛護団体、行政とで、課題の共有と対策の検討のための勉強会を始めたことである。
- 多頭飼育は犬猫だけの問題ではなく、人の福祉の問題であるという共通認識のもと、動物と人、両方の福祉を考えるという方向性で活動している。
- 活動方針として、「それぞれの得意分野を持ち寄る」と「他者を責めない」を掲げている。動物関連の活動をしていると、各々の思い入れの強さから衝突することが度々あるため、「他者を責めない」ことを明確に共有している。
- 現状は自発的な勉強会であり、予算措置がないため、例えば甲賀市の福祉部局の予算で事業として位置付けるなどの形にし、それをモデルとして県内の他自治体にも展開できないか検討している。

## ガイドライン作成にあたって参考とする点(プチコツ)

### 情報探知や啓発・普及に関する取組(ガイドライン骨子案「4. 多頭飼育への対応(予防編)」の参考情報)

#### (1) 普及・啓発のための施策

- ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチに分けた啓発
  - 「猫は爆発的に増える」ということを広く一般に周知する「ポピュレーションアプローチ」と、多頭飼育の予備軍を検知し、未然に防ぐ「ハイリスクアプローチ」という2つの考え方に分けて、取組を進めている。これは障害福祉課から出たアイデアである。
- 地域包括支援センターにおける研修会の実施
  - 地域包括支援センターが毎年実施している研修会(ケースワーカーや民生委員が対象)の中で、多頭飼育に関する研修会を実施し、ワークショップ形式で現場の課題を聞いた。また、研修会での意見を参考に、多頭飼育状態の検知を目的としたフローチャート(後述)を作成。

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(滋賀県)

## 情報探知や啓発・普及に関する取組(ガイドライン骨子案「4. 多頭飼育への対応(予防編)」の参考情報)

### (2) 普及啓発資料の例

- 猫の生態に関する啓発を目的としたリーフレットの作成
  - 多頭飼育で多いのは圧倒的に猫のケースであり、愛護団体や動物愛護関係課の職員以外の人には、猫の生態をあまり知らないため、わかりやすく見やすいリーフレットを作成することにした。
  - 現在4種類を配布しており、情報過多にならないよう、1枚につき、訴求したいテーマ1つだけに絞ることにした。体裁もLINE風の対話形式にし、地域の話し言葉を使って、漢字とひらがなのバランスにも配慮した。
- 多頭飼育検知のためのフローチャートの作成(作成中)
  - 現在作成中のフローチャートは、ケースワーカー等を対象とした資料であり、「猫の有無」→「猫の数」→「猫の雌雄」→「去勢・避妊手術の有無」等の項目をフローでたどることで、担当する世帯における多頭飼育の状況を把握し、状態が悪化する前に検知できるようにしている。
  - 多頭飼育予備軍と思われる世帯には、リーフレットを手渡し、状況が悪化しないように説得してもらうことを想定している。
- 各種資料の公表・他自治体への原稿提供(予定)
  - 現在作成中のフローチャートも含めて、各種資料は完成版ができれば公表し、県内他自治体からの要望があれば、原稿を提供する。

## 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」、「6. 多頭飼育への対応(アフターフォロー編)」の参考情報)

### (1) 警察・医師等の専門家の介入(ガイドライン骨子案5.)

- ハイリスクアプローチ(多頭飼育予備軍)よりもさらに上の段階のハイリスク(多頭飼育状態)への対応が課題になっており、そこには、多頭飼育問題に理解があり、当事者への適切なアプローチに関するアドバイスができる精神科医の協力が必要である。

### (3) アフターフォローの重要性(ガイドライン骨子案6.)

- 多頭飼育は、継続的な見守りがなければ100%再発すると言われている。心の穴を動物で埋めているので、その穴が再び空いたら、ほかのもの(人)で埋めてあげる必要がある。

# ぼくたちのこと、 もっと知ってニャ〜

## どんどん増えるで編



ひと組のオスとメスがいるとどのくらいの  
スピードで増えるかしってるかニャ？

えーっと、1年に3〜4回、  
1回に4〜8頭産むから〜。



1年後、20頭以上。2年後、80頭以上。  
3年後、2000頭以上。



え〜！えげつニャ〜！

いくらネコ同士でも、こんなにいっぱいとは暮ら  
していけないニャ〜。



だニャ！こうならないためには、不妊去勢手術  
しかないニャ！

手術には、病気の予防やストレスを減らす効果も  
あるニャ！

増えすぎてネコも人もこまるくらいなら、手術を  
受けたいニャ！きれいな場所で、大好きな飼い主  
さんとずっと楽しく安心して過ごしたいからニャ！



出典：環境省リーフレット「もっと飼いたい？」を加工して作成

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は

滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね！

☎0748-75-1911

編集・デザイン：こうが人福祉・動物福祉 協働会議

# ぼくたちのこと、 もっと知ってニャ〜

## お金かかるで編



わたしたちを飼ったら、どれくらいのお金がかかるか知ってるかニャ？

えーっと、エサと、トイレ用の砂と、  
あとなにかな〜？



そんだけとちがうニャ。

定期的なワクチン接種、不妊去勢手術、病気の  
予防と治療なんかで、だいたい1年9万円、一生  
で200万円くらいかかるっていわれてるニャ。

えっ、マジ！

ほんなら、2頭飼ったら400万、3頭飼ったら  
600万、10頭飼ったら2000万やん！えー家  
建つやん！



ビックリしたかニャ。

わたしたちの幸せを考えてくれるなら、飼えるの  
は何頭までなのか、冷静に判断してほしいニャ。

そんなお金あるわけないし、ちゃんと世話が  
できなかつたらおたがいに不幸になるもんね。



2頭以上飼う場合、1頭で飼っている時とは違った配慮が必要となり、手間や費用は頭数の何倍にもなってしまいます。頭数を増やす前に、自分の生活、住環境、体力、経済力などを考え、冷静に判断してください。

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は

滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね！

☎0748-75-1911

編集・デザイン：こうが人福祉・動物福祉 協働会議

# ぼくたちのこと、 もっと知ってニャ〜

ふ にん きょ せい しゅ じゅつ もん だい こう どう たい しょ へん  
不妊去勢手術のススメ(問題行動への対処)編



さい ぎん  
最近、なんかイライラするわ〜  
ストレスかニャ?

まえ  
この前なんか、がまんできんくて、柱をガリガリ  
やったり、カーテンにおしっこかけたたら、  
めっちゃ、怒られたニャ!

そりゃ、たいへんだニャ!

ふ にん しゅ じゅつ  
わたしは、不妊手術してもらうたけど、あんたは、  
まだ去勢手術してもらてへんの?  
手術したら、あんまりイライラせーへんなんで!



イライラすると、ケンカっぱやくなるし、  
ストレスを減らせるんやったら、  
早いとこやってほしいニャ!

わたしも手術してくれる前は、夜泣きして、  
よ〜怒られたけど、手術後は、ましになったニャ!



か ぬし  
飼い主さんに、手術してって頼んでみるニャ!

ねこ仲間とはもちろん、大好きな飼い主さんとも  
楽しく暮らしたいからニャ!



ふ にん きょ せい しゅ じゅつ で もん だい こう どう い じょう な 1.異常に鳴く 2.ケンカ 3.マーキング 4.自傷行為 5.放浪  
不妊去勢手術しないストレスで出やすい問題行動

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は

滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね!

☎0748-75-1911

編集・デザイン：こうが人福祉・動物福祉 協働会議

# ぼくたちのこと、 もっと知ってニャ〜

## 産ませて大丈夫？編



あんたもかわいいけど、子ネコほしいな〜？  
オスのネコかったら、かわいいの産んでくれる？

ほんまにええ〜の？でも、  
1回産んだら8頭ぐらい産まれるよ！



大丈夫やって！あんたの子ネコやったら、間違い  
なくかわいいし、全部もらってもらえるって。

大丈夫かニャ〜。

もらってもらえなかったら、その子たちが育て、  
半年後には孫ができちゃうかもよ。



そうやって増えすぎて、ちゃんとみんなのお世話  
ができなくなることをなんていうか知ってる？



知らんし。

多頭飼育崩壊ってって、  
最近問題になってるんやって！



「崩壊」って、おそろしいこと言うな〜。なんか  
自身なくなってきたわ。

これからもっと猫のこと、  
一緒に勉強していこうニャ！



子ネコのもらい手をさがしても、そう簡単には見つかりません。軽い気持ちで子ネコを産ませるのは、やめましょう！

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は

滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね！

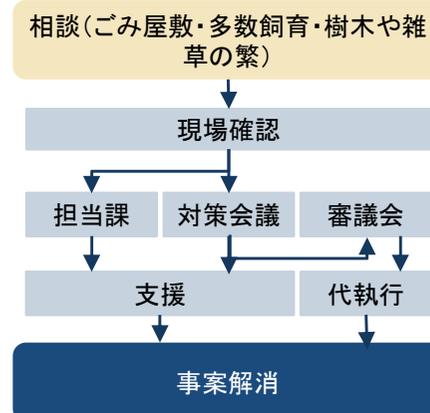
☎0748-75-1911

編集・デザイン：こうが人福祉・動物福祉 協働会議

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(豊田市)

## 取組の概要(「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」と「豊田市不良な生活環境を解消するための対策会議」)

- 「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」(以下、豊田市条例)のもと、個別事案に対応するため必要に応じて関係課による「豊田市不良な生活環境を解消するための対策会議」(以下、対策会議)を開催する。
- 市民等から通報・相談が届いた時点でまず現場確認にて実際の状況を把握したうえで、関係法令所管課と情報共有し、担当課だけでは対応しきれない場合、対策会議が開催される。対策会議で重点的な検討が必要な場合等は関係課等と「個別ケース診断会議」を開いて対応方針を協議・決定する。必要に応じ、措置等の検討に際して、学識経験者などで構成された審議会の意見を聴く。
- 対策会議は、コアメンバー(事務局、環境保全課、地域支援課、福祉総合相談課、地域保健課、消防本部予防課)に、事案ごとに関係部署が加わる(たとえば犬猫が関わる事案では、動物愛護センターがメンバーに加わる)。



## ガイドライン作成にあたって参考とする点(プチコツ)

### 情報探知や啓発・普及に関する取組(ガイドライン骨子案「4. 多頭飼育への対応(予防編)」の参考情報)

#### (1)「見守り型」支援:市職員による定期的なパトロール

- 「見守り型」の支援として、豊田市職員OB2名による定期的なパトロールなどを実施(週4日、パトロール中に写真撮影等を行う)。過去に問題が発生した場所も再発防止の確認をする等、パトロールを実施し、その際に住民に挨拶したりパンフレット\*を配布したりする。こうした取組により再発防止につながった事例がある。

\*豊田市条例を説明する普及啓発パンフレット「ごみ屋敷にしない・させないために」(別添)

### 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」、「6. 多頭飼育への対応(アフターフォロー編)」の参考情報)

#### (1)発見から対応に至るプロセス(ガイドライン骨子案5.)

- 「不良な生活環境等判定」チェックシートを用いた判定
  - 不良な生活環境等を判定するためのチェックシートを作成し、「対策会議等に関する業務マニュアル」に掲載。
  - たとえば、周囲への影響を判定する場合、害虫・害獣の発生や臭いの発生等の観点から各評価項目を「A」～「C」に分けた基準に基づいて判定する。「A」が最もひどく、「C」はほぼ問題が発生していない状況。

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(豊田市)

問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」、「6. 多頭飼育への対応(アフターフォロー編)」の参考情報)

## (1) 関係機関との役割分担(ガイドライン骨子案5.)

### ■ 情報共有の仕組み(定期的な会議の開催・情報が集まる部署の存在)

- 各部署内にも、情報を集約する課(特に支援の中心となる福祉部門においては福祉総合相談課)が設置されており、他部署もその部署の存在を認識している。

### ■ 問い合わせ先の整理・明示

- 「問題が発覚してもどこに通報すれば良いかわからない」とならないように、問い合わせ先のリストを含む自治区の運営手引きを各自治区に配布している。また、市民と直接的な接点がある民生委員児童委員にもパンフレット等を配布している。

### ■ 対策決定プロセスのマニュアル作成

- 対策会議等の業務マニュアルを作成し、事案ごとに通報すべき課や、対応のフロー図等が整理されている。フロー図の後のページで、どの部署がどのように対応するのか、対応主体や対応方法の具体的な説明や関係法令のリストなどがマニュアルに記載されている。

## (2) 対象者とのコミュニケーションのポイント(ガイドライン骨子案5.)

### ■ あるごみ屋敷事案で、当初、堆積者は自治体からの指導には従わず。しかし、堆積者の「猫好き」という性格から動物愛護センターとボランティア(地域猫活動グループ)が介入することで会話ができるようになった(そのごみ屋敷には猫が出入りしていた)。結果、ボランティアの協力を得て大規模な清掃にこぎつけた。

### ■ 堆積者が行政を拒む場合でも直接出向いて話をする。堆積者が地域から孤立している場合は注意が必要で、大人数が一度に押しかけてしまうと拒否反応を示す傾向がある。そのため、なるべく顔見知り数人で訪問する。それによって話をしやすくなる。

## (3) アフターフォローの重要性(ガイドライン骨子案6.)

### ■ 見守り活動のなかで過去に問題が発生した家を重点的に確認する。

### ■ 「雑草や樹木の繁茂」の問題では、解決後もパトロールを行い、再び伸び始めてきた頃に当事者への草刈りや剪定の実施をお願いする書類を送付する。自治体からの要望に応じてくれた方にお礼状を送付している。

安全で快適な生活環境を目指して

# ごみ屋敷にしない・させないために

～平成28年4月 豊田市不良な生活環境を解消するための条例を施行しました～

## ① 不良な生活環境とは？

ごみ屋敷、動物の多数飼育、樹木又は雑草の繁茂が原因で、害虫の発生、悪臭の発生、又は火災や通行上の危険性が生じるなど衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っていることをいいます。



ごみ屋敷



動物の多数飼育



雑草・樹木の繁茂

## ② 不良な生活環境にならないために・・・

土地や建築物等の管理は、所有者や管理者の責任です。ごみ屋敷等の不良な生活環境を生じさせないよう適正な管理に努めなければなりません。また、既に不良な生活環境を生じさせている場合は、速やかにその状態を解消しなければなりません。

## ③ 不良な生活環境解消のための支援

不良な生活環境を解消する責任は、原則、その原因者にあります。しかし、原因者だけでは解消が著しく困難であると認められるときには、市や地域、関係機関などが協力して支援を行います。

専門家

意見

市・関係機関

- ・ 家庭訪問
- ・ 生活相談
- ・ 環境改善の説得 など

■ 関係機関  
民生委員  
包括支援センター 等

協力・連携

支援

支援

原因者

住民組織等

- ・ 見守り
- ・ 声掛け
- ・ ごみ処理 など

■ 住民組織  
自治区・区民  
老人会 等

原因者が地域で孤立しないよう、  
地域と行政が連携しながら、支援を進めてまいります。



## 4 この条例でできること

豊田市では、これまで地域と行政の連携による「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援を行ってきました。

しかし、見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する場合があることや、解消までに長時間を要することがあります。支援をより実効性・継続性のあるものにするため、条例を制定して支援策及び措置を明確にしました。

### 調査、立入権限

立入権限により、本人の同意がなくても、立入調査ができます。

支援や措置を行うために必要な情報を調査できます。

### ごみの撤去などの費用の請求

措置命令に従わない場合には、代執行により本人の同意がなくてもごみの撤去などができます。

撤去などに要した費用を請求できます。

### 氏名の公表、過料(5万円以下)の徴収 (平成28年7月から)

措置命令に従わない場合は、氏名等の公表や過料を徴収することができます。

### 緊急安全措置

火災や堆積したごみの倒壊のおそれがある場合は、直ちに必要最小限の措置をとることができます。

## 5 適正な運用のために(審議会)

○不良な生活環境の認定及びその解消について、「豊田市不良な生活環境を解消するための審議会」を設置して学識経験者などの意見を聞き、適正かつ公平に対応していきます。

○原因者に措置を命ずるときや代執行をしようとするときは、措置の妥当性について検証するため、あらかじめ審議会の意見を聴くこととされています。

## 6 条例による対応の流れ

福祉的・社会的な支援を基本としつつ、必要に応じて代執行や緊急安全措置を検討します。



※注 害虫の発生、悪臭の発生、又は火災や通行上の危険性が生じるなどの衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に限る。

問合せ

豊田市役所 環境保全課

TEL: 0565-34-6628 FAX: 0565-34-6684

E-mail: k\_hozen@city.toyota.aichi.jp

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(京都市)

## 取組の概要

- 京都市では、市内及び社会におけるごみ屋敷への関心の高まりを背景に、組織的・効果的なごみ屋敷対策を行う仕組みづくりをめざし、2013年に市内横断的なプロジェクトチームを設置。
- 2014年11月には、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」(以下「条例」)を施行。
- 推進体制は、区役所(11か所)・支所(3か所)の単位で、区長をトップとして設置する「対策事務局」が中心。
- 「対策事務局」のコアメンバーは、区役所・支所の庶務を担当する地域力推進室と、健康長寿推進課、障害保健福祉課、所轄の消防署。ごみ屋敷担当部署があるのではなく、基本的には区単位で、分野横断的に協業。
- これらに加えて、まち美化事務所(ごみ収集)、生活福祉課、子どもはぐくみ室、医療衛生センター、環境共生センター、土木事務所等が参画。
- 中心的な役割は係長級の保健師(保健師係長)が担っている。基本的にはごみ屋敷対策に専従的に対応している。

## ガイドライン作成にあたって参考とする点(プチコツ)

### 情報探知や啓発・普及に関する取組(ガイドライン骨子案「4. 多頭飼育への対応(予防編)」の参考情報)

#### (1) 多頭飼育の情報探知・予防ネットワークシステム

- ケースワーカーへのアンケートによる概観的な状況把握
  - 動物愛護管理局が、生活保護受給者の猫の飼育状況を把握するために、ケースワーカー全員を対象としたアンケートを実施。数%が猫を飼っていることが判明し、飼育頭数が多いケースも見受けられた。
- 地域包括支援センターとの連携による情報収集
  - ごみ屋敷に至る背景には、健康状態や経済状態等、様々な課題がある。地域包括支援センターとも連携を密にし、訪問時の同行や情報共有を通じて、支援を展開している(地域包括支援センターの高齢者を中心とした見守り事業では、直接的な福祉施策の対象者以外にも声掛けをしている)。
- 多数飼育届出者に対する立入調査
  - 条例に基づく多数飼育届出者のうち、特に多数の動物を飼養する者に対し立入り調査を実施し、現在の飼養状況を調査して、繁殖抑制などの適正飼養を周知。

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(京都市)

## 情報探知や啓発・普及に関する取組(ガイドライン骨子案「4. 多頭飼育への対応(予防編)」の参考情報)

### (2)啓発・普及のための施策

- ケースワーカーの会合で研修を実施。係長級の研修では、猫の繁殖力の強さについて説明し、市では引取手数料が6,000円で減免がないことや、避妊去勢手術の助成をするなどの支援があること、動物愛護団体が開設した避妊・去勢手術限定の小さい病院があり、避妊・去勢に使えるチケットがあることなどを紹介している。
- 関係機関や社協、地域包括支援センターに対しては、合同研修会を開催し、市の取組や事例を紹介して、協力を仰いでいる。
- 介護の関係者(ヘルパー等)とも、行政・民間を問わず、継続的な情報共有を図っている。

## 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」、「6. 多頭飼育への対応(アフターフォロー編)」の参考情報)

### (1)発見から対応に至るプロセス(ガイドライン骨子案5.)

- 「ごみ屋敷」の定義づけとチェックシートを用いた判定
  - 条例では、「ごみ屋敷」の定義を、3つの状態(「物の堆積・放置」「多頭飼育」「雑草の繁茂」)のいずれかに該当することとしている。
  - 判定のためのチェックシートも作成している。3つの状態ごとに、複数のチェック項目が設定されており、該当の有無をabcの3段階(状態が悪いのはaで、3段階それぞれに具体的な状態が示されている)で評価し、1つでもaがある場合、「不良な生活環境」(=ごみ屋敷)と判定する。bが付く場合は経過観察を行う。多頭飼育に関する頭数の基準はない。
- 個人情報共有を可能にする条例(条文)の設置
  - ごみ屋敷認定対象者の状況把握には個人情報に関係するため、条例に個人情報の共有を可能にする規定を設けた。

### (2)多頭飼育者のタイプ分け、解決すべき事項の抽出(ガイドライン骨子案5.)

- 猫に対して愛着は持っても、健全に飼育するという視点がない。

### (3)アフターフォローの重要性(ガイドライン骨子案6.)

- 支援の結果、状況が改善し、チェックシートでaが付かなくなった場合も、再発の恐れがあるので、経過観察をしている。

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(東京都練馬区)

## 取組の概要(アウトリーチ事業)

- 練馬区は、未治療、治療中断、病状不安定などの問題を抱える精神障害者を保健師、精神科医、精神保健福祉士(相談員)等が訪問し、入院や再入院の防止、安定した地域生活が送れるよう支援を展開。
- 当初、練馬区は東京都立中部総合精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業を活用。東京都から精神科医師を派遣してもらい、困難な事例対象者を訪問。その後、2011年より新たに練馬区独自で精神科医師の予算を確保し、年12回のアウトリーチ(訪問)を開始。
- 包括的なサービス提供を行うため、練馬区健康部内に「精神保健施策のあり方検討会」を設置。同検討会での協議を通じて、アウトリーチ事業の拡充や多職種での対応の充実の必要性を確認。
- 2015年に2名の精神保健福祉士を地域精神保健相談員として任用。より頻繁な訪問が行われると共に、保健師だけではない視点(福祉や生活の立て直しといった視点)からのアプローチが可能となり、支援の幅が拡大。精神保健福祉士は徐々に増えて、現在は4名配置。来年度は更に4名増員されて8名体制となる予定。

## ガイドライン作成にあたって参考とする点(プチコツ)

### 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」の参考情報)

#### (1) 発見から対応に至るプロセス(ガイドライン骨子案5.)

- 訪問支援会議(アウトリーチ会議)でアウトリーチの対象にするか導入のところから会議を行い、関係者(担当保健師と精神保健福祉士)で役割分担して関わり方を明確にしている。

#### (2) 対象者のタイプ分け、解決すべき事項の抽出(ガイドライン骨子案5.)

- 対象者は、治療中断やひきこもりなど、という属性はある程度あるが、アプローチは個別対応でさまざま。属性に応じた対応マニュアルはない。
- チェック項目に基づくアセスメントの実施と目標設定
  - アウトリーチのモニタリング会議用のシートには、目標設定した項目の評価についてチェック項目(8項目)を立ててアセスメントを実施。
  - 更に、次の半年間の目標を設定して、それができるようになったかを確認し、アセスメントするということを継続。(通院につながった、関係機関との連携ができた。対人関係の改善など小さなステップでの成果を確認しながら支援を展開。)

#### (3) 関係者との役割分担(ガイドライン骨子案5.)

- 保健師と精神保健福祉士の役割分担の明確化が重要。相談の入り口は保健師であるため、アウトリーチ導入までは保健師が主となり事例の方針を立てる事になるが、アウトリーチ導入後は精神保健福祉士と相談しながらプランを立て支援していく。各事例の対応は異なる。
- 半年ごとのモニタリング会議で、地区担当保健師と精神保健福祉士で役割分担し、どのようにかかわっていくか対応方針を確認。

# 自治体ヒアリングから得られた示唆(東京都練馬区)

## 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「5. 多頭飼育への対応(多頭飼育を発見した後の対応編)」の参考情報)

### (4)対象者とのコミュニケーションのポイント(ガイドライン骨子案5.)

#### ■ 本人にとってのプラス面を提案しながら、時間をかけて信頼関係を構築

- 対象者が、保健師や精神保健福祉士が自分のためになることを提案してくれる人だと認識するまでこつこつと訪問することが重要。味方になってくれる人だと思ってもらえなければ関係は構築できない。(例:障害年金を取るのにプラスになるから、と本人にとってプラス面を提案しながら関係構築。)
- 長期戦になるという覚悟が必要。家族構成が変わるなど何かきっかけになるような出来事があったときに、本人に困りごとがあればそこで介入できるようにする。そのためには本人と途切れなくつながっていることが重要。
- 保健師や精神保健福祉士は、対象者の住居の近くに行った際に立ち寄り、会えなかった場合は手紙を置いてくるなどの対応をとっている。但し、頻繁な働きかけのみで対処できるわけではなく、周囲が許容する範囲で関係を続けていくことが重要。

#### ■ 役所外関係者への対象者の個人情報共有、他部署担当者との関与

- 対象者の個人情報を役所外の関係者(医師や家族等)に共有する際は、必ず本人の同意を得た上で情報共有を行っている。本人の知らないところで勝手に情報共有するのは適切ではなく、また、仮にそれが発覚した場合、本人との信頼関係がなくなってしまう。
- 他部署の担当者が関与する場合は、関係者間でこれまでの関わりや経緯を共有し、新たに支援者として加わる場合は、今までの関りがある部署と一緒にいるなど、介入の方法を相談したうえで対応している。

### (5)所有権問題の考え方(ガイドライン骨子案5.)

- 精神疾患の認定により、動物の所有権を取り上げることについては、生活にどれだけ支障があるかという観点から、主治医とも相談しながら、本人にも納得してもらおうことを前提に関係者皆で話し合いを行っている。

## 問題を発見した後の対応(ガイドライン骨子案「6. 多頭飼育への対応(アフターフォロー編)」の参考情報)

### (1)継続飼養を認めるかどうかの判断(ガイドライン骨子案6.)

- 多頭飼育の事例では全頭を取り上げてしまうのではなく、本人の希望と継続飼養の可能性を考慮し、通常一部を残している。